

## 第1節 現況

### 1 概況

大気汚染とは、工場・事業場のボイラ、焼却炉等の燃焼施設や自動車等から排出される二酸化硫黄、窒素酸化物、ばいじん、一酸化炭素、炭化水素、粉じんなどの汚染物質により大気環境が汚染されることをいい、汚染の程度が著しい場合には、人の健康や生活環境に係る被害を与えるおそれがあるものです。本市では、大気汚染常時監視システムで、市内8測定局において大気汚染状況を24時間常時監視（測定）しています。平成23年度の大気環境については、環境基準の非達成項目がありました。

非達成の原因として、二酸化硫黄については桜島の火山活動の影響によるものであり、浮遊粒子状物質については黄砂と桜島の火山活動の影響を受けたものと考えられます。また、光化学オキシダントについては、春季及び秋季の移動性高気圧の影響により成層圏内のオゾンが対流圏に降下し、地上付近の大気に混入することによる自然現象や大陸からの移流等によるものと考えられます。

**表3－1 一般環境大気測定局における環境基準の達成状況 （平成23年度）**

汚染物質	二酸化硫黄		浮遊粒子状物質		二酸化窒素		光化学オキシダント	
環境基準の長期的評価達成条件	達成状況	日平均値の2%除外値 ≤0.04ppm	達成状況	日平均値の2%除外値 ≤0.10mg/m <sup>3</sup>	達成状況	日平均値の98%相当値 ≤0.06ppm	達成状況	昼間1時間値の最高値 ≤0.06ppm
		0.04ppm超過日の連続		0.10 mg/m <sup>3</sup> 超過日の連続				
市役所局	○	0.008	×	0.051	○	0.024	×	0.087
		無		有				
谷山支所局	○	0.012	×	0.053	○	0.016	×	0.088
		無		有				
有村局	×	0.237	×	0.118	—	—	—	—
		有		有				
黒神局	×	0.016	×	0.051	—	—	—	—
		有		有				
桜島支所局	○	0.011	×	0.062	—	—	—	—
		無		有				
赤水局	×	0.174	×	0.088	—	—	—	—
		有		有				
喜入局	○	0.008	×	0.060	○	0.007	×	0.091
		無		有				

**表3－2 自動車排出ガス測定局における環境基準の達成状況 （平成23年度）**

汚染物質	二酸化硫黄		浮遊粒子状物質		二酸化窒素		一酸化炭素	
環境基準の長期的評価達成条件	達成状況	日平均値の2%除外値 ≤0.04ppm	達成状況	日平均値の2%除外値 ≤0.10mg/m <sup>3</sup>	達成状況	日平均値の98%相当値 ≤0.06ppm	達成状況	日平均値の2%除外値 ≤10ppm
		0.04ppm超過日の連続		0.10 mg/m <sup>3</sup> 超過日の連続		10ppm超過日の連続		
鴨池局	○	0.019	×	0.059	○	0.032	○	0.7
		無		有		無		

## 2 常時監視による現況

### (1) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

大気中の二酸化硫黄は、主に石油や石炭などに含まれる硫黄分が燃焼に伴い酸化されることにより生じます。また、桜島から噴出される火山ガスにも多量の二酸化硫黄が含まれています。

二酸化硫黄の測定は、紫外線蛍光法（乾式測定法）により行っています。

平成23年度の測定結果では、有村局、黒神局及び赤水局が環境基準を達成していません。

原因は桜島火山ガスの影響を強く受けることによるものです。

有村局では、0.1ppmを超える高濃度発生時間数は年間635時間となっており、また、1時間の最高値では3.12ppmという高い濃度が観測されています。

二酸化硫黄の年平均値の経年変化を見ると、有村局が桜島の火山活動の影響を最も強く受けているのがわかります。

表3-3 二酸化硫黄濃度測定結果 (平成23年度)

測定局	年平均値 (ppm)	1時間値の 0.1ppm 超過時間数 とその割合		日平均値の 0.04ppm 超過日数と その割合		1時間 値の 最高値 (ppm)	環境基準の長期的評価		
		時間	%	日数	%		日平均値 の2% 除外値 (ppm)	日平均値の 0.04ppm 超過日が 2日以上 連続の有無	達成状況
市役所	0.002	0	0	0	0	0.085	0.008	無	達成
谷山支所	0.002	1	0	0	0	0.112	0.012	無	達成
有村	0.032	635	7.3	75	20.5	3.120	0.237	有	非達成
黒神	0.003	30	0.3	3	0.8	0.476	0.016	有	非達成
桜島支所	0.002	25	0.3	3	0.8	0.366	0.011	無	達成
赤水	0.017	352	4.1	39	11.0	1.590	0.174	有	非達成
喜入	0.001	1	0	0	0	0.145	0.008	無	達成

鴨池	0.005	13	0.1	1	0.3	0.264	0.019	無	達成
----	-------	----	-----	---	-----	-------	-------	---	----

#### (二酸化硫黄に係る環境基準)

短期的評価： 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

長期的評価： 1日平均値の測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

(二酸化硫黄に係る緊急時の措置発令基準)

緊 急 時 :	① 1 時間値 0.2ppm である大気の汚染状態が 3 時間継続した場合 ② 1 時間値 0.3ppm である大気の汚染状態が 2 時間継続した場合 ③ 1 時間値 0.5ppm である大気の汚染状態になった場合 ④ 1 時間値の 48 時間平均値 0.15ppm 以上の大気の汚染状態になった場合
重大緊急時 :	① 1 時間値 0.5ppm である大気の汚染状態が 3 時間継続した場合 ② 1 時間値 0.7ppm である大気の汚染状態が 2 時間継続した場合

二酸化硫黄の経年変化グラフ

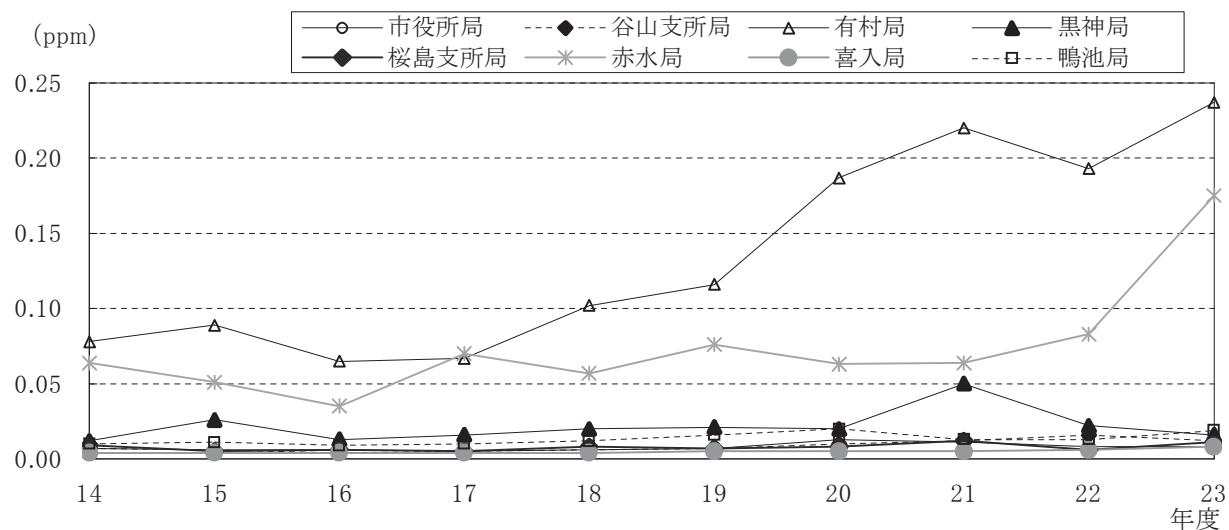


図 3－1 環境基準の長期的評価（1日平均値の2%除外値）の経年変化

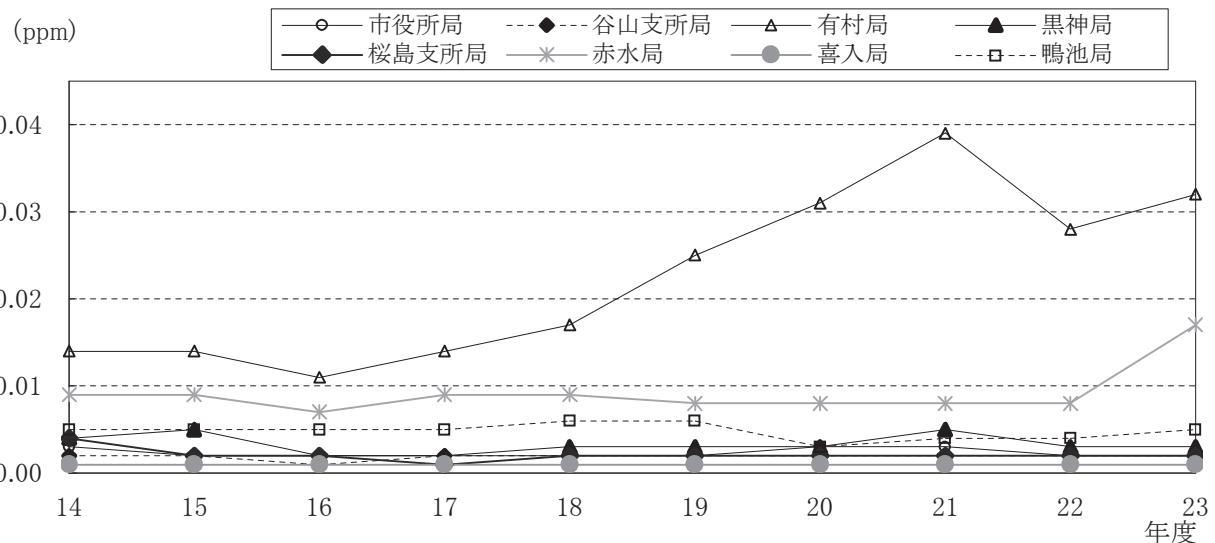


図 3－2 1時間値の年平均値の経年変化

## (2) 浮遊粒子状物質 (S P M)

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する浮遊粉じんのうち特に人の呼吸器官に影響を及ぼす粒径  $10 \mu\text{m}$  以下の物質をいいます。

その発生源は、ボイラー・焼却炉等からの物の燃焼に伴って排出されるばいじんやす、ディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質など人為的に発生するものと、地表面から風により飛散する土壤粒子（黄砂等）などの自然現象によるものがあります。

浮遊粒子状物質の測定は、 $\beta$ 線吸収法により行っています。

平成 23 年度の測定結果では、長期的評価に基づく環境基準は全測定局において達成していません。有村局については桜島の火山活動の影響を受けたものと考えられます。その他の測定局については、5月2日と3日が2日連続して日平均値が  $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$  を超えため非達成となっており、5月1日から5日にかけて黄砂が観測されていることから、黄砂が原因であると考えられます。また、経年変化（年平均値）は、全局とも横ばいとなっています。

表 3-4 浮遊粒子状物質測定結果 (平成 23 年度)

測定局	年平均値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	1 時間値の $0.20 \text{ mg}/\text{m}^3$ 超過時間数 とその割合		日平均値の $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$ 超過日数 とその割合		1 時間値 の最高値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	環境基準の長期的評価		
		時間	%	日	%		日平均値の $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$ 超過外値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	日平均値の $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$ 超過日が 2 日以上 連続の有無	達成状況
市役所	0.020	0	0	2	0.6	0.189	0.051	有	非達成
谷山支所	0.022	2	0	2	0.5	0.206	0.053	有	非達成
有村	0.033	104	1.2	10	2.7	0.963	0.118	有	非達成
黒神	0.020	0	0	2	0.5	0.194	0.051	有	非達成
桜島支所	0.023	12	0.1	2	0.6	0.455	0.062	有	非達成
赤水	0.031	52	0.6	6	1.6	0.698	0.088	有	非達成
喜入	0.019	1	0	2	0.5	0.263	0.060	有	非達成
鴨池	0.026	26	0.3	2	0.5	0.285	0.059	有	非達成

(浮遊粒子状物質に係る環境基準)

短期的評価： 1 時間値の 1 日平均値が  $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1 時間値が  $0.20 \text{ mg}/\text{m}^3$  以下であること。

長期的評価： 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した値が  $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、日平均値  $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$  を超える日が 2 日以上連続しないこと。

(浮遊粒子状物質に係る緊急時の措置発令基準)

緊急時： 1時間値  $2.0\text{mg}/\text{m}^3$  以上である大気の汚染状態が 2 時間継続した場合  
重大緊急時： 1時間値  $3.0\text{mg}/\text{m}^3$  以上である大気の汚染状態が 3 時間継続した場合

### 浮遊粒子状物質の経年変化グラフ

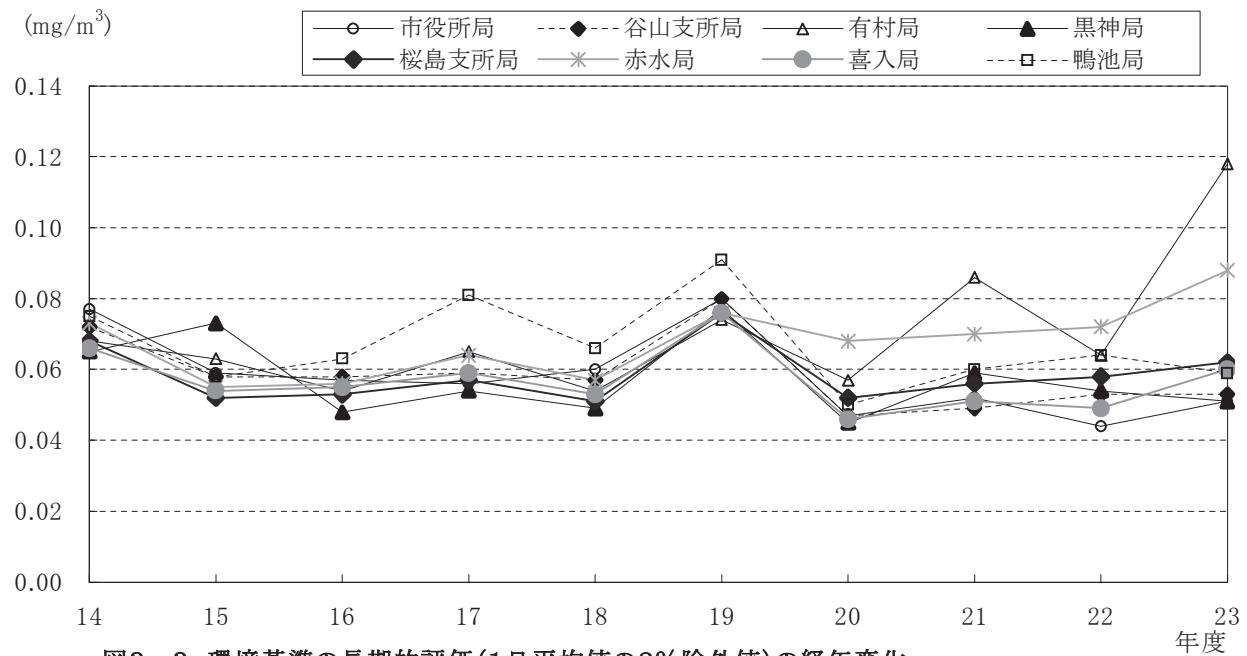


図3-3 環境基準の長期的評価(1日平均値の2%除外値)の経年変化

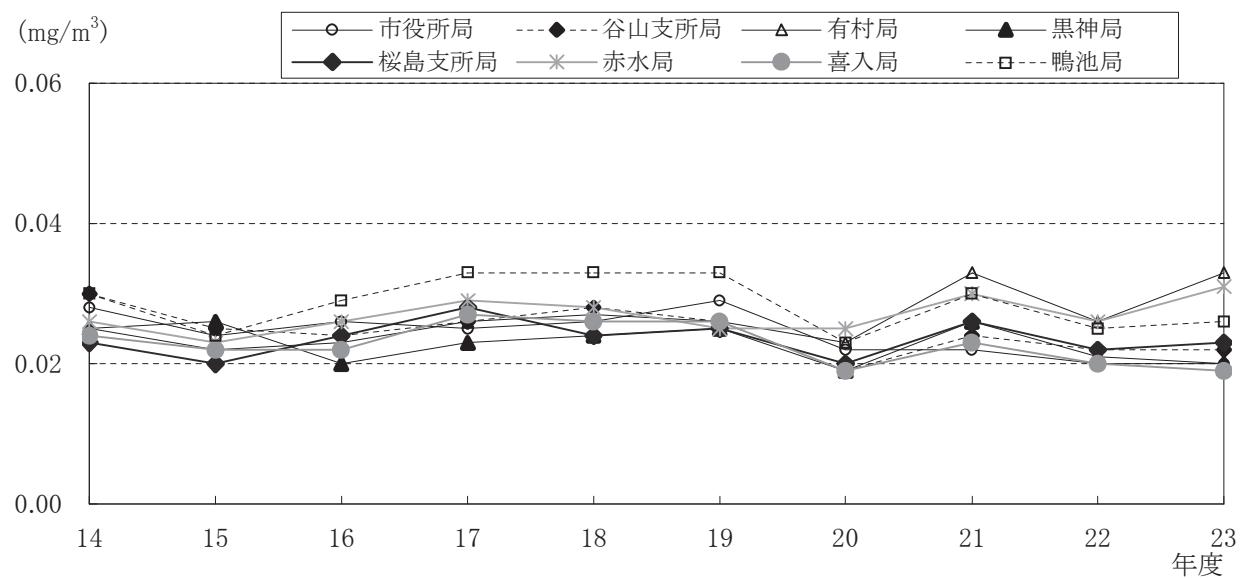


図3-4 1時間値の年平均値の経年変化

### (3) 毒素酸化物 ( $\text{NO}_x$ )

毒素酸化物 ( $\text{NO}_x$ ) とは、大気中に存在する毒素の酸化物で、その成分の大部分を二酸化毒素 ( $\text{NO}_2$ ) と一酸化毒素 ( $\text{NO}$ ) で占めています。主として石油や石炭などの化石燃料の燃焼により発生し、発生源としては工場のボイラーなどの固定発生源や、自動車の排出ガスなどの移動発生源があります。

二酸化毒素は炭化水素とともに太陽光との光化学反応により光化学オキシダントを生成し、光化学スモッグの原因物質の一つとされています。

二酸化毒素の測定は、化学発光法（乾式測定法）により行っています。

平成23年度の測定結果では長期的評価に基づく環境基準は、4測定局とも達成しています。また、経年変化（年平均値）は、全局とも横ばいとなっています。

表3-5 二酸化毒素濃度測定結果 (平成23年度)

測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の 0.06ppm 超過日数 とその割合		日平均値の 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		1時間値の 最高値 (ppm)	環境基準の長期的評価	
		日数	%	日数	%		日平均値 の年間 98%値 (ppm)	達成状況
市役所	0.012	0	0	0	0	0.073	0.024	達成
谷山支所	0.007	0	0	0	0	0.052	0.016	達成
喜入	0.003	0	0	0	0	0.029	0.007	達成
鴨池	0.018	0	0	1	0.3	0.071	0.032	達成

#### (二酸化毒素に係る環境基準)

短期的評価： 1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。

長期的評価： 1日平均値のうち、低い方から 98%に相当する値が 0.04ppm から 0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。

#### (二酸化毒素に係る緊急時の措置発令基準)

緊急時： 1時間値 0.5ppm 以上である大気の汚染状態になった場合
重大緊急時： 1時間値 1ppm 以上である大気の汚染状態になった場合

## 二酸化窒素の経年変化グラフ

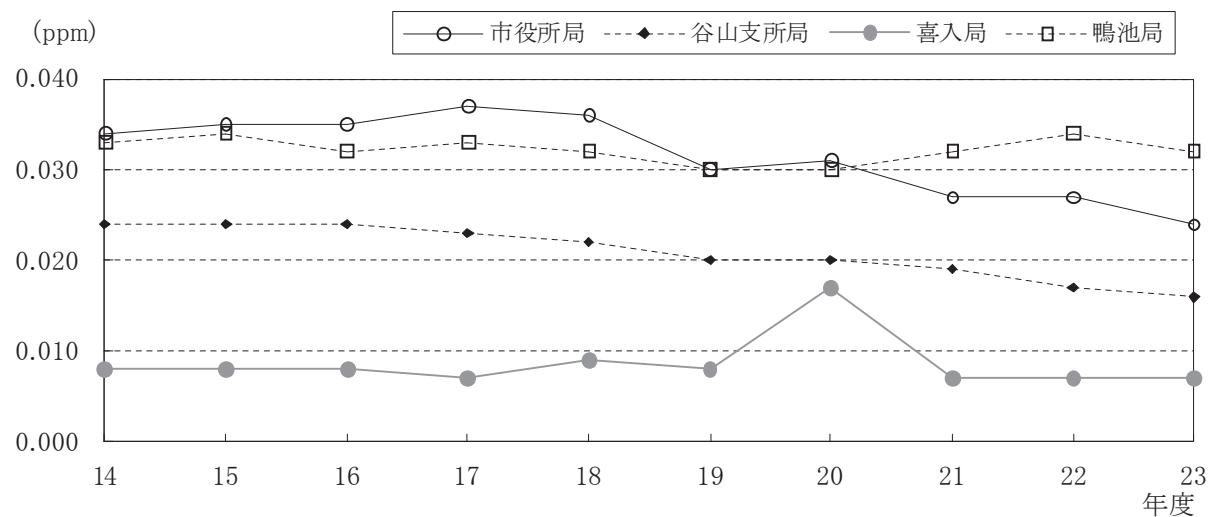


図3-5 環境基準の長期的評価（1日平均値の年間98%値）の経年変化

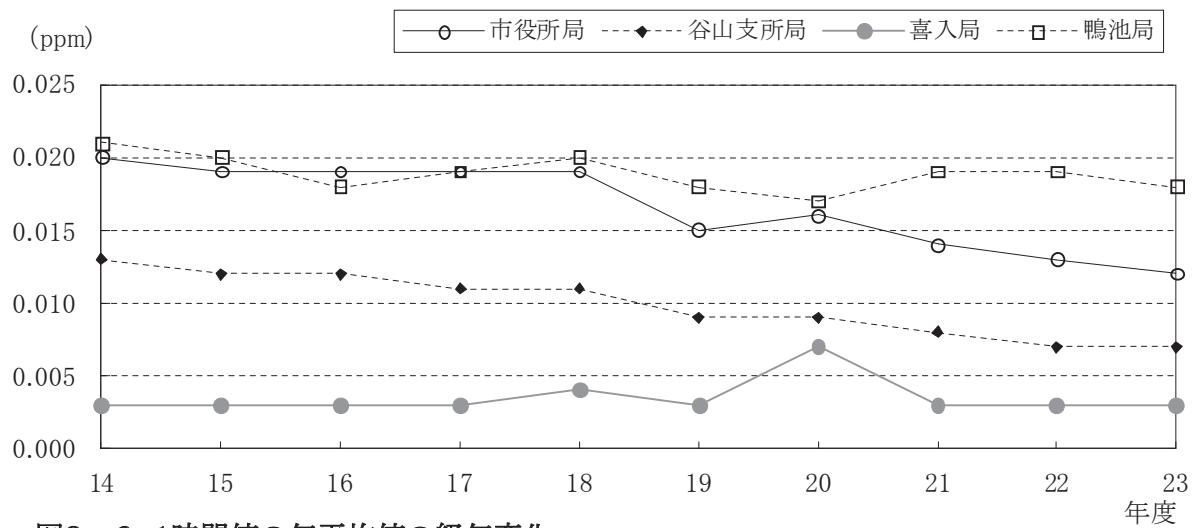


図3-6 1時間値の年平均値の経年変化

#### (4) 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素の主要な発生源は自動車で、この汚染の程度を把握するためには、交通量の多い道路端、交差点付近などにおける一酸化炭素濃度の推移を見ることが必要です。市では、平成8年3月に市役所局から国道225号線沿いの鴨池局へと測定場所を移し、測定は非分散型赤外線分析法で行っています。平成23年度の測定結果では、長期的評価に基づく環境基準は達成しています。

表3－6 一酸化炭素濃度測定結果 (平成23年度)

測定局	年平均値 (ppm)	8時間平均値の20ppm超過回数とその割合		日平均値の10ppm超過日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	環境基準の長期的評価		
		回数	%	日数	%		日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値の10ppm超過日が2日以上連続の有無	達成状況
鴨池	0.4	0	0	0	0	4.9	0.7	無	達成

#### (一酸化炭素に係る環境基準)

短期的評価： 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

長期的評価： 1日平均値である測定値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であり、かつ、日平均値10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

#### (一酸化炭素に係る緊急時の措置発令基準)

緊急時： 1時間値30ppm以上の大気の汚染状態になった場合

重大緊急時： 1時間値50ppm以上の大気の汚染状態になった場合

#### 一酸化炭素濃度の経年変化グラフ

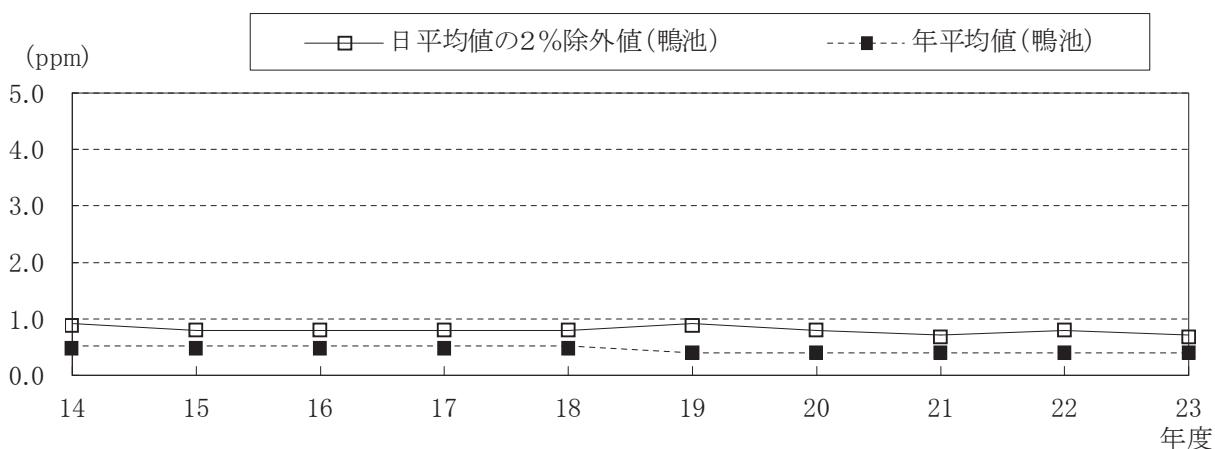


図3-7 環境基準の長期的評価(1日平均値の2%除外値)  
及び1時間値の年平均値の経年変化

### (5) 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

光化学オキシダントは窒素酸化物や炭化水素等が紫外線の作用により光化学反応を起こし、その結果二次的に生成される汚染物質で、光化学スモッグの原因物質の一つとされています。

光化学オキシダントの測定は、市役所局、谷山支所局、喜入局で紫外線吸収法（乾式測定法）による測定を行っています。

平成23年度の測定結果は、3測定局とも環境基準を達成していません。3測定局とも大都市の汚染地域にみられるような夏季に高くなる傾向はみられず、春季や秋季に高くなる傾向を示しています。これは、例年と同様であり、原因としては春季及び秋季の移動性高気圧の影響により成層圏内のオゾンが対流圏に降下し、地上付近の大気に混入することによる自然現象や大陸からの移流等によるものと考えられます。

表3-7 光化学オキシダント測定結果 (平成23年度)

測定局	昼間の1時間値の年平均値(ppm)	昼間の1時間値の0.06ppm超過の日数と時間数		昼間の1時間値の0.12ppm超過の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値(ppm)	昼間の日最高1時間値の年平均値(ppm)	環境基準との評価
		日数	時間数	日数	時間数			
市役所	0.025	23	106	0	0	0.087	0.036	非達成
谷山支所	0.027	36	213	0	0	0.088	0.038	非達成
喜入	0.031	38	238	0	0	0.091	0.038	非達成

(光化学オキシダントに係る環境基準)

環境基準：1時間値（5時～20時）が0.06ppm以下であること

(光化学オキシダントに係る緊急時の措置発令基準)

緊急時：1時間値が0.12ppm以上である大気の汚染状態になった場合  
重大緊急時：1時間値が0.40ppm以上である大気の汚染状態になった場合

## 光化学オキシダントの経年変化グラフ

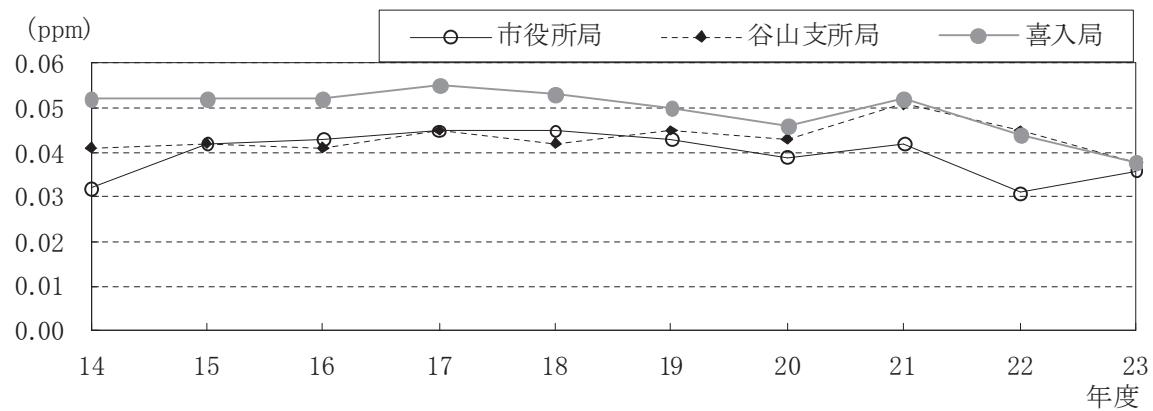


図3-8 年平均値(昼間の日最高1時間値)の経年変化

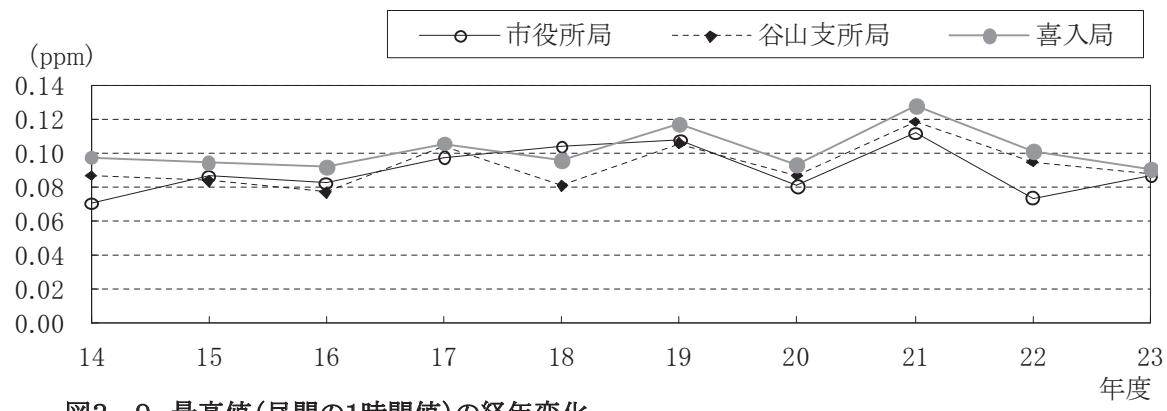


図3-9 最高値(昼間の1時間値)の経年変化

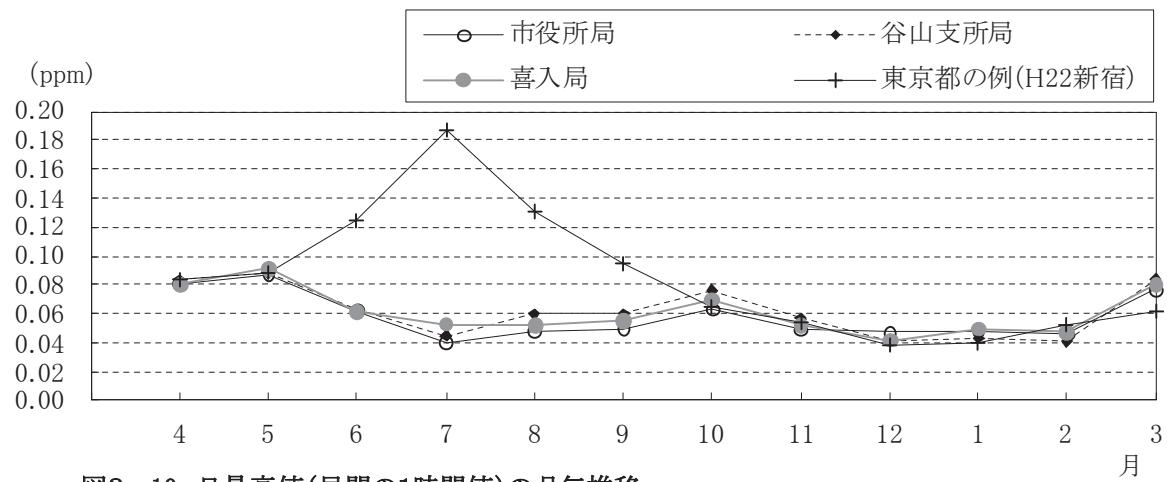


図3-10 日最高値(昼間の1時間値)の月毎推移

## (6) 炭化水素 (H C)

メタン以外の炭化水素（以下「非メタン炭化水素」という。）は、光化学オキシダントの原因物質と言われています。

非メタン炭化水素の測定は、鴨池局と喜入局で行っています。

非メタン炭化水素の大気中濃度として、午前6時～9時の3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下にあることが、光化学オキシダント生成防止のための指針として示されています。

平成23年度の6～9時の3時間平均値の年平均値は鴨池局が0.23ppmC、喜入局が0.20ppmCであり、指針値内でした。

なお、3時間平均値の最高値の年間推移（図3-12）を見ると、喜入局において平成19年度以降大きな改善が見られますが、これは、近くにある原油基地において、タンカーへの原油積込時にタンカーから大気中へ放出されていたVOC（揮発性有機化合物）のほぼ全量を回収、処分できるようになったためであると考えられます。

表3-8 非メタン炭化水素 (NMHC) 測定結果 (平成23年度)

測定局	年平均値 (ppmC)	6～9時における 平均値の 年平均値 (ppmC)		6～9時の 3時間平均値		6～9時の 3時間平均値の 0.20ppmC超過 日数とその割合		6～9時の 3時間平均値の 0.31ppmC超過 日数とその割合	
		最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	日数	%	日数	%
喜入	0.20	0.20	0.69	0.08	126	34.6	21	5.8	
鴨池	0.20	0.23	0.58	0.06	216	59.5	66	18.2	

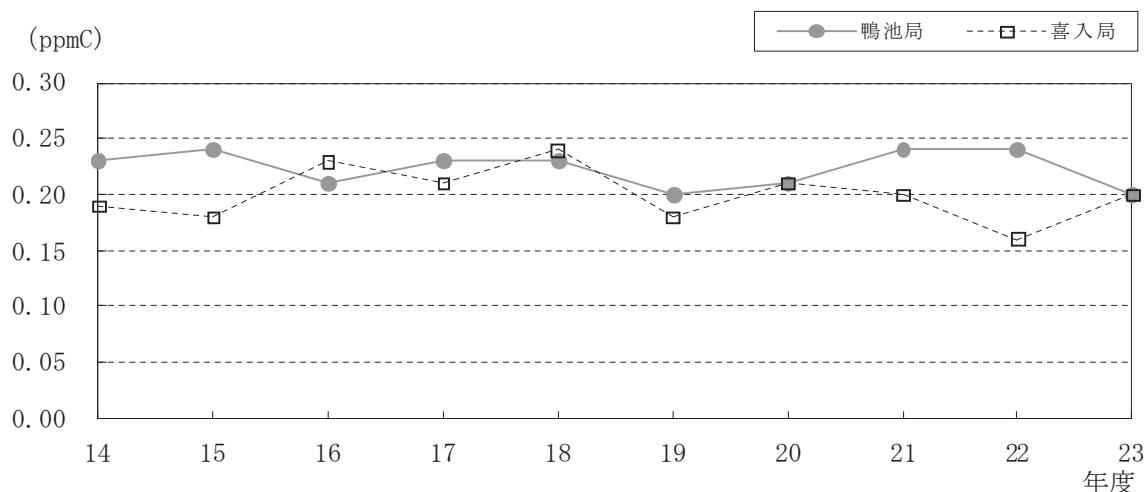


図3-11 非メタン炭化水素 (3時間平均値の年平均値) の年間推移

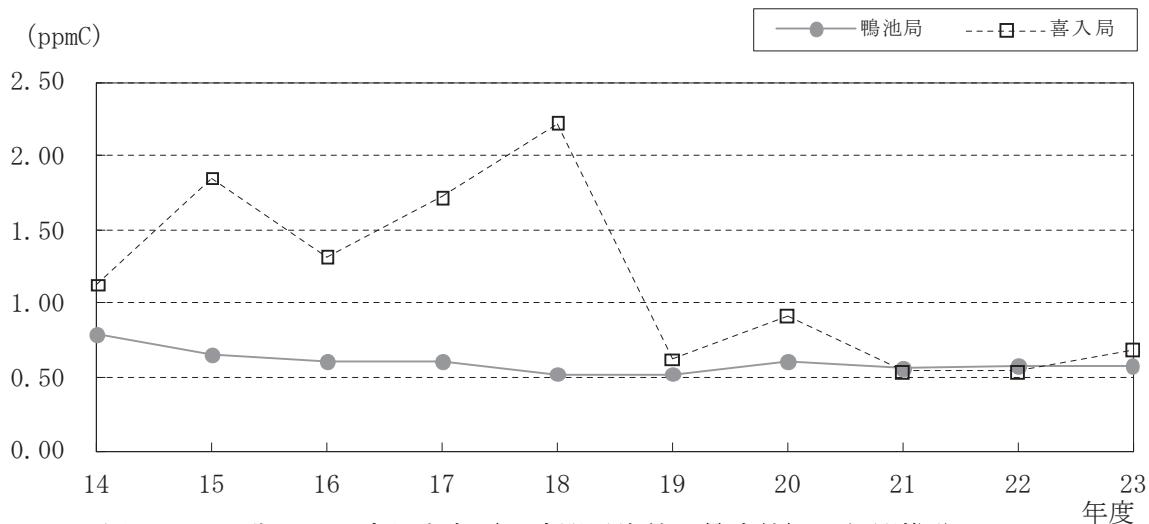


図 3-12 非メタン炭化水素（3時間平均値の最高値）の年間推移

#### (7) 微小粒子状物質(PM 2.5)

浮遊粒子状物質(SPM)の中でも粒径の小さい微小粒子状物質(PM 2.5)については、呼吸器疾患、循環器疾患及び肺がんの疾患に関して総体として人の健康に一定の影響を与えるとされ、平成21年9月に新たに環境基準が設定されました（平成21年9月9日環境省告示第33号）。

発生源としては、ディーゼル車の排ガスなどに含まれるほか、大気中の窒素酸化物などの光化学反応や土壤粒子由来のものなど多岐にわたっているとされています。

本市では谷山局において平成23年度に測定機を整備し、24年度より測定を実施しています。また、市役所局と鴨池局には、国が微小粒子状物質(PM 2.5)モニタリング試行事業でPM 2.5自動測定機を設置し、測定を実施しています。

今後、全国的に大気汚染の状況を常時監視し、排出源の実態把握や濃度低減に向けた対策が必要です。

##### （微小粒子状物質(PM 2.5)に係る環境基準）

環境基準：1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
長期的評価：1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

### (8) 桜島火山ガスの影響

桜島の火口からは、多量の火山ガス（二酸化硫黄等）が発生しています。

過去10年間の1 ppm以上の高濃度発生状況は、火口に近い有村局において最も多く観測されています（表3-9）。

また、過去10年間の最高濃度は有村局の4.53 ppmでした（表3-10）。

**表3-9 高濃度（二酸化硫黄の1時間値1 ppm以上）発生回数**

	市役所局	谷山支所局	有村局	黒神局	桜島支所局	赤水局	喜入局	鴨池局	計
14年度	0 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	—	—	—	0 (0)	3 (1)
15年度	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	—	—	—	0 (0)	2 (0)
16年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
17年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
18年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
19年度	0 (0)	0 (0)	4 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)
20年度	0 (0)	0 (0)	24 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	24 (3)
21年度	0 (0)	0 (0)	35 (6)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	36 (6)
22年度	0 (0)	0 (0)	15 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (1)
23年度	0 (0)	0 (0)	32 (5)	0 (0)	0 (0)	10 (3)	0 (0)	0 (0)	42 (8)

（注）括弧内は1 ppm以上が2時間以上継続したときの回数

**表3-10 二酸化硫黄の最高濃度（1時間値）**

（単位：ppm）

	市役所局	谷山支所局	有村局	黒神局	桜島支所局	赤水局	喜入局	鴨池局
14年度	0.083	0.069	1.090	0.236	—	—	—	0.129
15年度	0.077	0.104	1.100	0.401	—	—	—	0.330
16年度	0.151	0.057	0.740	0.117	0.212	0.434	0.028	0.110
17年度	0.040	0.172	0.990	0.152	0.126	0.339	0.035	0.049
18年度	0.112	0.065	0.770	0.222	0.117	0.455	0.049	0.078
19年度	0.059	0.053	1.670	0.581	0.184	0.682	0.029	0.199
20年度	0.131	0.101	3.720	0.405	0.189	0.796	0.050	0.128
21年度	0.201	0.175	4.530	0.714	0.284	1.080	0.060	0.196
22年度	0.284	0.158	1.950	0.424	0.309	1.510	0.205	0.285
23年度	0.085	0.112	3.120	0.476	0.366	1.590	0.145	0.264

### 3 有害大気汚染物質モニタリング

#### (1) 有害大気汚染物質

平成8年5月に大気汚染防止法が一部改正され、継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるものを、「有害大気汚染物質」と定め、地方公共団体に大気汚染の状況を把握するための常時監視が義務付けられています。

平成23年度は、有害大気汚染物質の中の優先取組物質23物質のうち、測定方法の確立している19物質（ダイオキシン類を除く。）について、一般環境大気測定局「市役所局」において、2月1回のモニタリング調査を実施しました。

測定を行った有害大気汚染物質のうち、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、環境基準を達成していました。

指針値が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン並びにヒ素については、指針値を満たしていました。

その他の物質については、環境基準等は定められていませんが、環境省がとりまとめた平成22年度の全国の状況と比較すると平均値を下回っていました。

#### 有害大気汚染物質に係る環境基準

- |             |   |  |
|-------------|---|--|
| ・ベンゼン       | ： | 1年平均値が $3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。(平成9年2月4日告示)     |
| ・トリクロロエチレン  | ： | 1年平均値が $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。( " )          |
| ・テトラクロロエチレン | ： | 1年平均値が $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。( " )          |
| ・ジクロロメタン    | ： | 1年平均値が $150 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。(平成13年4月20日告示) |

#### 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)

- |              |   |   |
|--------------|---|---|
| ・アクリロニトリル    | ： | 1年平均値が $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。(平成15年7月31日答申)  |
| ・塩化ビニルモノマー   | ： | 1年平均値が $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。( " )          |
| ・水銀          | ： | 1年平均値が $0.04 \mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下であること。( " )     |
| ・ニッケル化合物     | ： | 1年平均値が $0.025 \mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下であること。( " )    |
| ・クロロホルム      | ： | 1年平均値が $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。(平成18年11月8日答申) |
| ・1,2-ジクロロエタン | ： | 1年平均値が $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。( " )         |
| ・1,3-ブタジエン   | ： | 1年平均値が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。( " )         |
| ・ヒ素及び無機ヒ素化合物 | ： | 1年平均値が $6\text{ng}/\text{m}^3$ 以下であること。(平成22年10月15日答申)    |

表3-11 環境基準が定められた有害大気汚染物質の調査結果

(単位： $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ )

物質名	調査結果		環境基準 (平均値)	平成22年度の全国の状況	
	平均値	範囲		平均値	範囲
ベンゼン	1.1	0.51～1.5	3 以下	1.1	0.50～2.8
トリクロロエチレン	0.017	0.0060 未満～0.047	200 以下	0.44	0.0081～10
テトラクロロエチレン	0.042	0.014～0.058	200 以下	0.17	0.0076～1.4
ジクロロメタン	2.5	1.4～4.3	150 以下	1.6	0.28～16

表3-12 指針値が設定されている有害大気汚染物質の調査結果

(単位： $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ )

物質名	調査結果		指針値 (平均値)	平成22年度の全国の状況	
	平均値	範囲		平均値	範囲
アクリロニトリル	0.076	0.013～0.36	2 以下	0.073	0.0075～1.3
塩化ビニルモノマー	0.030	0.0090 未満～0.11	10 以下	0.055	0.0014～1.7
クロロホルム	0.11	0.057～0.14	18 以下	0.19	0.0060～1.5
1, 2-ジクロロエタン	0.14	0.037～0.22	1.6 以下	0.16	0.0045～1.2
水銀及びその化合物	0.0010	0.00070～0.0014	0.04 以下	0.0020	0.00079～0.0040
ニッケル化合物	0.0019	0.00097～0.0035	0.025 以下	0.0040	0.00048～0.021
ヒ素及びその化合物	0.00036	0.000038～0.00063	0.006 以下	0.0014	0.00016～0.038
1, 3-ブタジエン	0.14	0.081～0.17	2.5 以下	0.14	0.0052～1.6

表3-13 環境基準、指針値が定められていない有害大気汚染物質の調査結果

(単位： $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ )

物質名	調査結果		平成22年度の全国の状況	
	平均値	範囲	平均値	範囲
アセトアルデヒド	2.0	1.3～3.2	2.0	0.53～5.2
クロム及びその化合物	0.0015	0.00070～0.0025	0.0056	0.00036～0.093
酸化エチレン	0.055	0.037～0.079	0.088	0.018～0.46
ベリリウム及びその化合物	0.000006	0.0000060 未満～0.000016	0.000030	0.0000022～0.00062
ベンゾ [a] ピレン	0.000081	0.000012～0.00013	0.00021	0.000020～0.0017
ホルムアルデヒド	1.8	1.1～2.8	2.4	0.42～5.3
マンガン及びその化合物	0.0055	0.0013～0.013	0.025	0.0011～0.28

※測定値が検出下限値未満のときは、測定結果を検出下限の1/2として年平均値を算出した。

#### 4 ダイオキシン類

##### (1) 大気環境調査

ダイオキシン類については、一般環境大気測定局「市役所局」と発生源周辺の3地点（小野地区、西別府地区、平川地区）の合計4地点において、春・夏・秋・冬の年4回、1週間連続測定により大気環境調査を実施しています。

ダイオキシン類の大気環境基準は平成12年1月15日から適用されています。平成23年度の調査結果は、全調査地点で大気環境基準値 $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ （年平均）を達成していました。

—— ダイオキシン類に係る大気環境基準 ——

1年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。（平成11年12月27日告示）

表3-14 ダイオキシン類大気環境調査結果（平成23年度）（単位： $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ ）

調査地点		調査結果（年平均）	環境基準値（年平均）
一般環境	山下町	0.012	0.6 以下
発生源周辺	1 小野地区	0.022	
	2 西別府地区	0.023	
	3 平川地区	0.18	

(2) 廃棄物焼却炉等の排出基準監視

廃棄物焼却炉等からの排出ガスに含まれるダイオキシン類について、排出の状況を調査し、排出基準の遵守状況を指導するため、事業場への立入検査を実施しました。平成23年度は、17事業所20施設を調査した結果、すべての事業所で排出基準に適合していました。

表3-15 ダイオキシン類排出口濃度測定（平成23年度）（単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N）

	事業所名	調査結果	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準
1	鹿児島市北部清掃工場 1号炉	0.000041	0.1以下
	鹿児島市北部清掃工場 2号炉	0.0011	0.1以下
2	鹿児島市南部清掃工場 1号炉	0.13	1以下
	鹿児島市南部清掃工場 2号炉	0.078	1以下
3	日置市クリーン・リサイクルセンター 1号炉	0.15	1以下
	日置市クリーン・リサイクルセンター 2号炉	0.064	1以下
4	株式会社 勝利商会 第一中間処理場	0.82	5以下
5	株式会社 勝利商会 第二中間処理場	0.034	5以下
6	永田重機土木 株式会社	0.23	10以下
7	株式会社 創友環境開発	1.4	5以下
8	株式会社 サニタリー リファイナリーセンター	0.015	5以下
9	株式会社 有田産業	0.0024	5以下
10	株式会社 新日本科学	0.27	10以下
11	光建設 株式会社	9.5	10以下
12	国立大学法人 鹿児島大学（農学部）	0.21	5以下
13	国立大学法人 鹿児島大学（桜ヶ丘）	0.037	5以下
14	医療法人 愛仁会 植村病院	1.8	5以下
15	鹿児島市平川動物公園	0.0026	10以下
16	株式会社 大進産業（キルン式）	1.8	10以下
17	サツマアルミリサイクル工業（株）	0.65	5以下

## 5 大気汚染調査および立入検査による現況

一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局による大気汚染常時監視の他に、次のような大気汚染調査を実施しています。

### (1) 降下ばいじん調査

降下ばいじんとは、大気中の汚染物質のうち、自重又は雨によって降下するばいじん及び粉じん等をいいます。

この調査は、デポジットゲージ法により8地点で実施しています。平成23年度の測定結果では、8地点の年間平均値が98.0t/km<sup>2</sup>/月で、国設測定局の平均値(3.7t/km<sup>2</sup>/月、平成13年度)よりも高い値を示しています。

その主な原因是、桜島の火山活動に伴う降灰が大部分を占めていることによるもので、他都市とは異なっています。このため経年変化は、桜島の火山活動の活発さと気象条件に大きく影響を受けます。

表3-16 桜島火山活動状況経年変化

(単位:回)

年 度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
爆 発 回 数	107	51	15	10	15	15	11	63	881	779	1118
噴 火 回 数	137	69	24	19	20	53	41	134	1134	906	1458

注1:噴火回数には爆発回数が含まれる。

鹿児島地方気象台定期火山情報

表3-17 降下ばいじん量の経年変化

(単位:t/km<sup>2</sup>/月)

年 度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
吉野地区※	6.0	7.0	4.1	6.0	4.5	5.3	7.1	16.1	88.2	167.2	179.3
花野小学校	6.0	6.0	4.0	6.0	2.7	5.5	6.3	9.9	29.7	84.5	76.2
市役所	17.0	10.0	4.8	12.0	4.3	6.8	5.7	10.9	65.2	107.7	197.5
西陵中学校	11.0	7.0	4.1	7.0	6.6	8.4	8.5	12.0	27.6	39.2	72.4
鹿大工学部	10.0	7.0	4.8	9.0	5.6	4.7	5.2	8.7	59.1	50.7	144.3
中山小学校	6.0	6.0	5.6	8.0	4.4	10.6	5.6	9.0	18.8	30.8	70.3
谷山支所	6.0	9.0	5.0	12.0	6.1	9.3	7.1	10.2	23.1	11.7	28.2
福平小学校	7.0	6.0	3.4	10.0	5.7	5.4	4.6	6.7	13.4	7.0	15.9
平 均	8.0	7.0	4.5	9.0	5.0	7.0	6.3	10.4	40.6	62.4	98.0

※ 吉野地区は平成21年度まで吉野中学校で調査。平成22年度から北部保健センターで調査している。

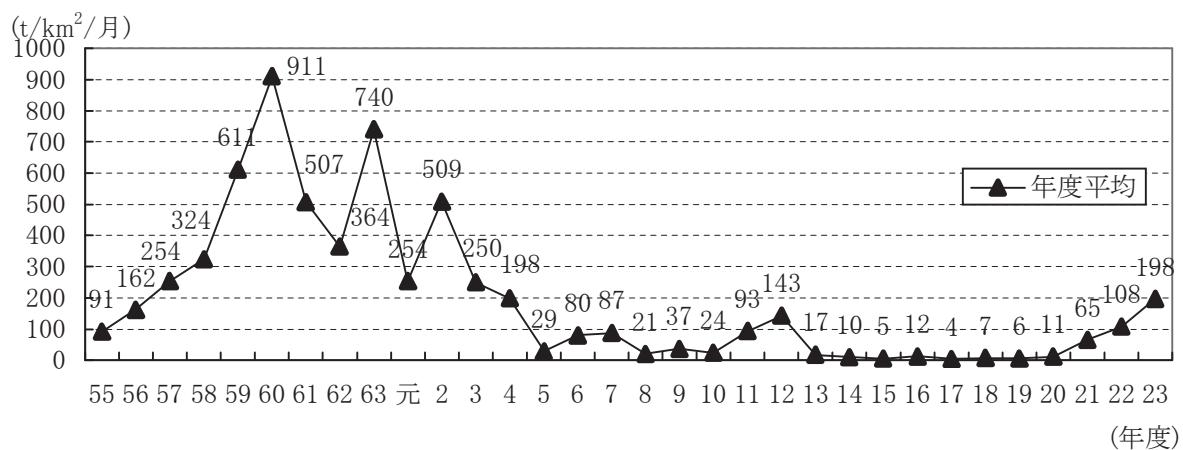


図3-13 降下ばいじん量経年変化（継続調査地点：市役所）

表3-18 降下ばいじん量月別測定結果（平成23年度） (単位:t/km<sup>2</sup>/月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
吉野地区	72.5	115.0	87.4	60.2	128.7	764.3	120.5	192.8	105.8	74.0	244.6	185.6	179.3
花野小学校	46.4	47.1	49.2	45.9	41.8	404.8	81.5	58.5	14.4	4.9	98.5	21.8	76.2
市役所	129.8	85.6	79.4	75.3	63.0	1086.4	377.8	184.9	28.8	24.5	144.1	90.8	197.5
西陵中学校	34.0	60.2	55.6	29.6	41.6	407.2	109.7	26.5	22.3	16.0	25.8	39.7	72.4
鹿大工学部	88.8	138.4	113.5	49.9	100.5	792.9	216.6	91.0	18.0	17.6	36.5	68.3	144.3
中山小学校	15.6	41.0	67.5	15.0	102.0	350.5	103.5	50.8	9.4	25.9	24.8	37.9	70.3
谷山支所	9.4	22.3	70.8	14.8	39.4	40.0	24.2	10.8	4.5	69.9	17.2	14.7	28.2
福平小学校	5.4	16.8	35.2	11.0	43.7	17.7	13.7	4.5	2.7	7.8	13.0	19.0	15.9
平均	50.2	65.8	69.8	37.7	70.1	483.0	130.9	77.5	25.7	30.1	75.6	59.7	98.0

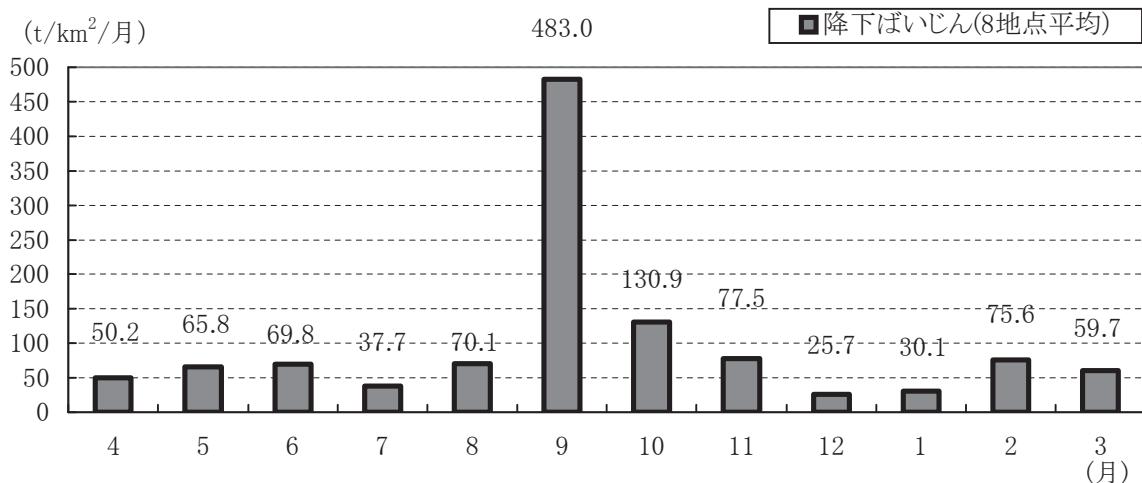


図3-14 降下ばいじん量月別変化（平成23年度）

## (2) 自動車排出ガス調査

自動車排出ガスによる大気汚染は、全国の都市が抱える共通の課題であり、特に東京・大阪をはじめとする大都市圏における二酸化窒素の濃度は、近年ゆるやかな改善傾向がみられるものの環境基準を長期間達成できない状況が続いている。

本市では、自動車排出ガス測定局（鴨池局）による測定の他に、簡易測定法としてトリエタノールアミン法による二酸化窒素の24時間測定を市内の交通量の多い12箇所の交差点で実施しています。

測定結果はすべて、環境基準（0.06ppm以下）を満たしている状況でした。全交差点において、二酸化窒素濃度の経年変化はここ10年横ばいで推移しています（図3-15）。

表3-19 二酸化窒素濃度経年変化

（単位：ppm）

測定場所	年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
春日町交差点	0.033	0.025	0.028	0.028	0.027	0.026	0.029	0.033	0.033	0.027	
大明丘入口交差点	0.020	0.015	0.016	0.017	0.013	0.013	0.016	0.015	0.015	0.015	
伊敷支所前交差点	0.029	0.026	0.024	0.020	0.022	0.015	0.019	0.028	0.020	0.021	
田上踏切前交差点	0.027	0.023	0.024	0.021	0.021	0.019	0.021	0.023	0.021	0.019	
武岡トンネル前交差点	0.026	0.021	0.028	0.025	0.026	0.024	0.026	0.027	0.032	0.024	
加治屋町交差点	0.034	0.029	0.032	0.030	0.032	0.027	0.031	0.032	0.028	0.030	
新屋敷交差点	0.020	0.029	0.025	0.022	0.021	0.021	0.020	0.022	0.014	0.018	
天保山交差点	0.029	0.041	0.027	0.028	0.029	0.027	0.028	0.033	0.023	0.028	
真砂入口交差点	0.035	0.048	0.035	0.032	0.031	0.032	0.032	0.037	0.026	0.025	
産業道路入口交差点	0.030	0.046	0.034	0.031	0.033	0.035	0.032	0.037	0.027	0.027	
谷山駅前交差点	0.019	0.027	0.018	0.018	0.018	0.016	0.020	0.018	0.013	0.013	
南警察署前交差点	0.030	0.041	0.030	0.030	0.032	0.032	0.026	0.034	0.025	0.024	
平均	0.028	0.031	0.027	0.025	0.025	0.024	0.025	0.028	0.023	0.023	

表3-20 二酸化窒素測定結果（平成23年度） （単位：ppm）

	測定地点	測定日		平均
		H23.8.9～ H23.8.10	H23.12.7～ H23.12.8	
A グル ープ	①春日町交差点	0.021	0.033	0.027
	②大明ヶ丘団地交差点	0.010	0.020	0.015
	③伊敷支所前交差点	0.013	0.030	0.021
	④田上踏切交差点	0.011	0.027	0.019
	⑤武岡トンネル前交差点	0.015	0.033	0.024
	⑥加治屋町交差点	0.020	0.040	0.030

	測定地点	測定日		平均
		H23.8.23～ H23.8.24	H23.12.15～ H23.12.16	
B グル ープ	①新屋敷交差点	0.009	0.027	0.018
	②天保山交差点	0.015	0.041	0.028
	③真砂入口交差点	0.016	0.034	0.025
	④産業道路入口交差点	0.016	0.039	0.027
	⑤谷山駅前交差点	0.010	0.017	0.013
	⑥南警察署前交差点	0.018	0.031	0.024

（備考）1 ガス濃度換算方法は、鴨池局の円筒ろ紙法による測定結果を、常時監視測定データの濃度と比較し、これを基準に各地点のガス濃度を算出した。  
 2 数値は各交差点の数地点の平均値である。

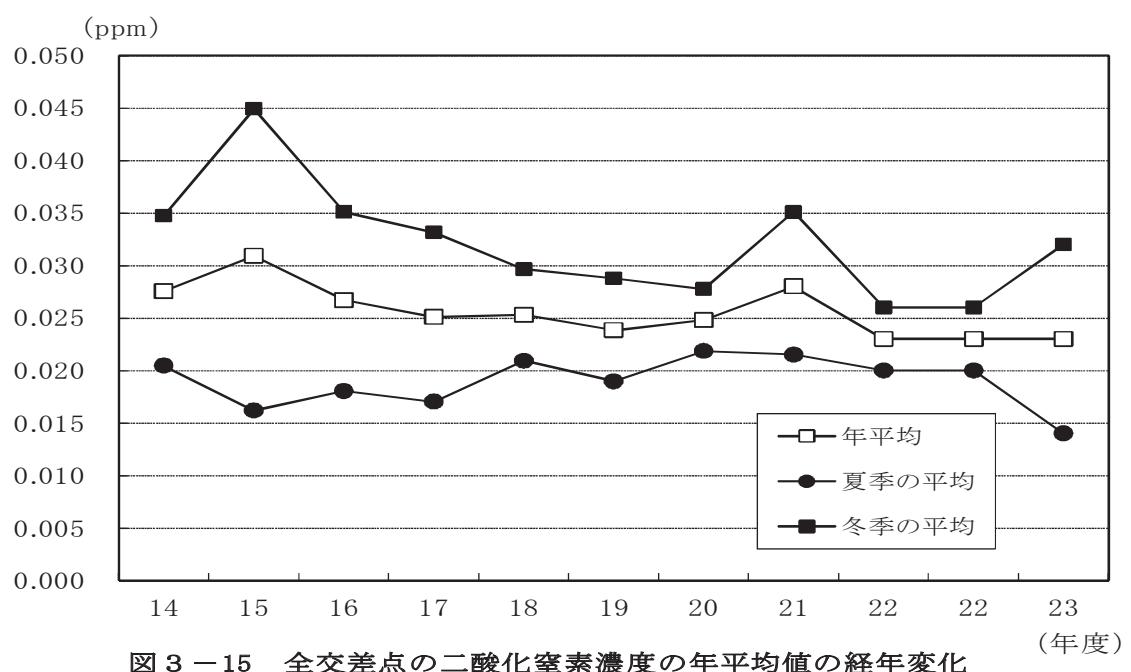


図 3-15 全交差点の二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化

### (3) 酸性雨調査

酸性雨による湖沼や森林などの生態系に与える影響が、欧米を中心に国際的な環境問題としてクローズアップされています。また、わが国においても、酸性雨による被害と思われる事例が一部見受けられるようになってきており、国や地方自治体において、酸性雨の測定や調査研究が行われています。

本市では、昭和62年6月15日にpH2.5という強い酸性雨が観測され、植物等への被害も発生しました。原因については、桜島の火山噴出物の影響によるものとの報告が鹿児島県環境保健センターから出されています。

本市では、酸性雨の実態を調査するため、市役所みなと大通り別館屋上及び鴨池二丁目の保健・急病センター屋上に「ろ過式採取装置」を設置し、週に1回、その1週間に降った雨の測定を行っています。平成23年度の測定結果は表3-21, 22及び資-大-4のとおりでした。

表3-21 酸性雨測定結果（平成23年度）

測定地点	pH測定範囲	pH年平均値
市役所 保健・急病センター	3.78～5.36 3.57～5.82	4.54 4.57

備考：pHの平均値は、pHを水素イオン濃度に換算し、降水量の重みを付けて計算したものである。

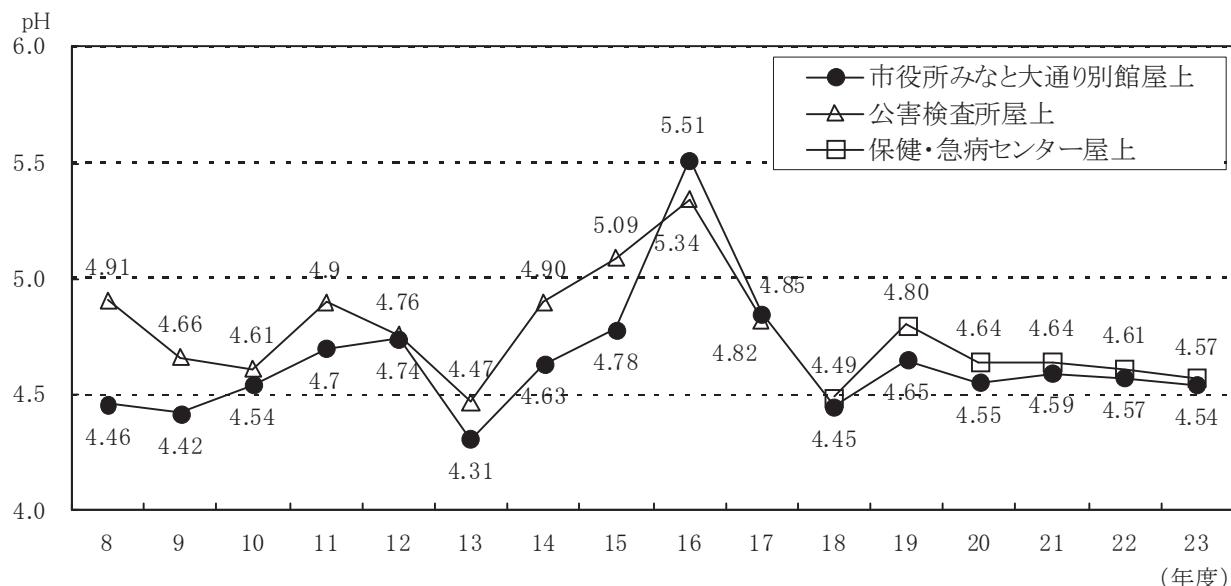


図3-16 pH(年平均値) 経年変化

備考：平成18年度から、測定地点を公害検査所（新栄町）から保健・急病センター（鴨池二丁目）に変更した。

表3-22 各pH範囲における検体数の経月変化（平成23年度）

① 市役所みなと大通り別館屋上

pH範囲	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計 (%)
3.50未満													0 (0.0)
3.50以上 4.00未満							1	1	1	1			4 (8.3)
4.00以上 4.50未満	2	1		1		1	1	2	1	3	3	2	17 (35.4)
4.50以上 5.00未満	2	3	4	1	3	2	3	1	1		1		21 (43.8)
5.00以上 5.50未満		1		2		1						2	6 (12.5)
5.50以上 6.00未満													0 (0.0)
6.00以上 6.50未満													0 (0.0)
6.50以上 7.00未満													0 (0.0)
7.00以上													0 (0.0)
計	4	5	4	4	3	4	5	4	3	4	4	4	48 (100)

② 保健・急病センター屋上

pH範囲	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計 (%)
3.50未満													0 (0.0)
3.50以上 4.00未満								1	1	1			3 (6.1)
4.00以上 4.50未満	3	1	1	2	1	1	2		1	3	2	2	19 (38.8)
4.50以上 5.00未満	1	4	3		3	2	2	2	1		2	1	21 (42.8)
5.00以上 5.50未満				2		1	1	1					5 (10.2)
5.50以上 6.00未満											1	1	(2.0)
6.00以上 6.50未満													0 (0.0)
6.50以上 7.00未満													0 (0.0)
7.00以上													0 (0.0)
計	4	5	4	4	4	4	5	4	3	4	4	4	49 (100)

#### (4) 特定粉じん排出等作業調査

石綿（アスベスト）は耐熱性等にすぐれているため多くの製品に使用されてきましたが、発がん性等の健康影響を有するため、現在では、原則として製造・使用が禁止されています。石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られています。

大気汚染防止法では、石綿製品等を製造する施設からの排出規制や吹付け石綿等の除去作業等について作業基準が定められていますが、石綿の大気環境への飛散防止措置を拡充・強化するため大気汚染防止法施行令・施行規則が改正され、平成18年3月1日からは、規制対象となる建築材料の範囲が、それまでの吹付け石綿に加え、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材まで拡大されるとともに、建築物の規模要件等が撤廃されました。また、同法が改正され、平成18年10月1日からは、解体等の作業に伴う規制対象が建築物から工作物にまで拡大されています。

なお、平成18年9月1日に労働安全衛生法施行令の一部改正により規制の対象となる石綿等の定義が含有率「1%を超えるもの」から「0.1%を超えるもの」に強化されました。

石綿は、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています。

平成7年1月の阪神・淡路大震災後には、被害を受けた建築物の解体撤去の際、飛散する石綿による大気汚染が大きな社会問題となりました。吹付け石綿等が使用されている建築物の多くが築後30年程度を経過しており、今後建て替えのための解体等が増加することが予想されますが、解体等とともに石綿の飛散防止を徹底することが重要となっています。

本市においては、3地域について1日当たり連続4時間、連続する3日間空気捕集し、大気中の石綿濃度を調査しました（表3-24）。いずれの地域においても石綿は検出されませんでした。また、平成23年度に国が全国54地点161箇所を対象に大気中の石綿濃度を調査しましたが、いずれの地域においても特に高い濃度は見られず、現時点では直ちに問題となるレベルではないとされています。

なお、平成23年度の特定粉じん排出等作業実施届出件数は20件であり、このうち吹付け石綿の除去作業が行われた2作業現場について、敷地境界における石綿濃度の測定を実施しました（表3-25）。基準値は定められていませんが、結果はいずれも特定粉じん発生施設の敷地境界における基準（10本/L）よりも低い数値となっています。

表 3-24 大気中の石綿濃度調査結果（平成 23 年度・本市）  
(単位：本／L)

地域分類	測定地点	最小値～最大値	幾何平均値
幹線道路沿線	鴨池地区	0.16～0.49	0.28
住宅地域	荒田地区	0.16～0.33	0.24
商工業地域	七ツ島地区	0.056 未満～0.056	0.056

※ 特定粉じん発生施設の敷地境界における基準は 10 本／L

表 3-25 特定粉じん排出等作業現場における石綿濃度測定結果（平成 23 年度）

(単位：本／L)

	解体・除去作業中（敷地境界）
2 作業現場	0.14～0.27

(5) ばい煙発生施設の立入検査

ばい煙発生施設からのはい煙排出状況を把握し、排出基準の遵守について指導するため、平成23年度は、34事業所のはい煙発生施設への立入検査を行いました。また、事業場からばい煙量等測定結果の報告を求めました。

表3-26 立入検査等（平成23年度）

	事業所数	指導内容
ボイラー	17	・煙突からの黒煙飛散防止について ・使用燃料の状況について
ばい煙濃度測定	4	ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物を測定した結果、全て基準内であった。
使用燃料分析	10	燃料に含まれる硫黄分 0.01～0.86% 全てJ I S規格範囲内（2%）であった。
廃棄物焼却炉等	17	・炉内温度管理について ・投入物の分別徹底について ばいじん、塩化水素を測定した結果、全て基準内であった。

表3-27 立入検査等の実績

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
立入検査工場・事業場数	41	40	36	35	37	32	32	34
ばい煙量等測定結果報告件数	181	178	178	183	181	179	192	167

## 第2節 対策

### 1 法令に基づく規制

大気汚染物質を規制するものとして、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び鹿児島市環境保全条例があります。

#### (1) 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法

大気汚染防止法では、ばい煙、揮発性有機化合物、粉じん、有害大気汚染物質、自動車排出ガスが、また、ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類が規制対象となっています。

**表3-28 規制対象物質**

区分	物質の種類
ばい煙	(1)硫黄酸化物 (2)ばいじん (3)有害物質（政令で定める物質） ①カドミウム及びその化合物 ②塩素及び塩化水素 ③フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素 ④鉛及びその化合物 ⑤窒素酸化物
揮発性有機化合物	大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質（メタン等）を除く。）
粉じん	(1)一般粉じん (2)特定粉じん（政令で定める物質） ①石綿
有害大気汚染物質 (優先取組物質)	(1)環境基準が設定されている物質 ①ベンゼン ③テトラクロロエチレン (2)指針値が設定されている物質 ①アクリロニトリル ③水銀及びその化合物 ⑤クロロホルム ⑦1,3-ブタジエン (3)その他 ①アセトアルデヒド ③ベンゾ〔a〕ピレン ⑤ベリリウム及びその化合物 ⑦クロム及びその化合物 ⑨トルエン ②トリクロロエチレン ④ジクロロメタン ②塩化ビニルモノマー ④ニッケル化合物 ⑥1,2-ジクロロエタン ⑧ヒ素及びその化合物 ②酸化エチレン ④ホルムアルデヒド ⑥マンガン及びその化合物 ⑧塩化メチル
自動車排出ガス (政令で定める物質)	①一酸化炭素 ③鉛化合物 ⑤粒子状物質 ②炭化水素 ④窒素酸化物
ダイオキシン類	ダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナ-ポリ塩化ビフェニル）

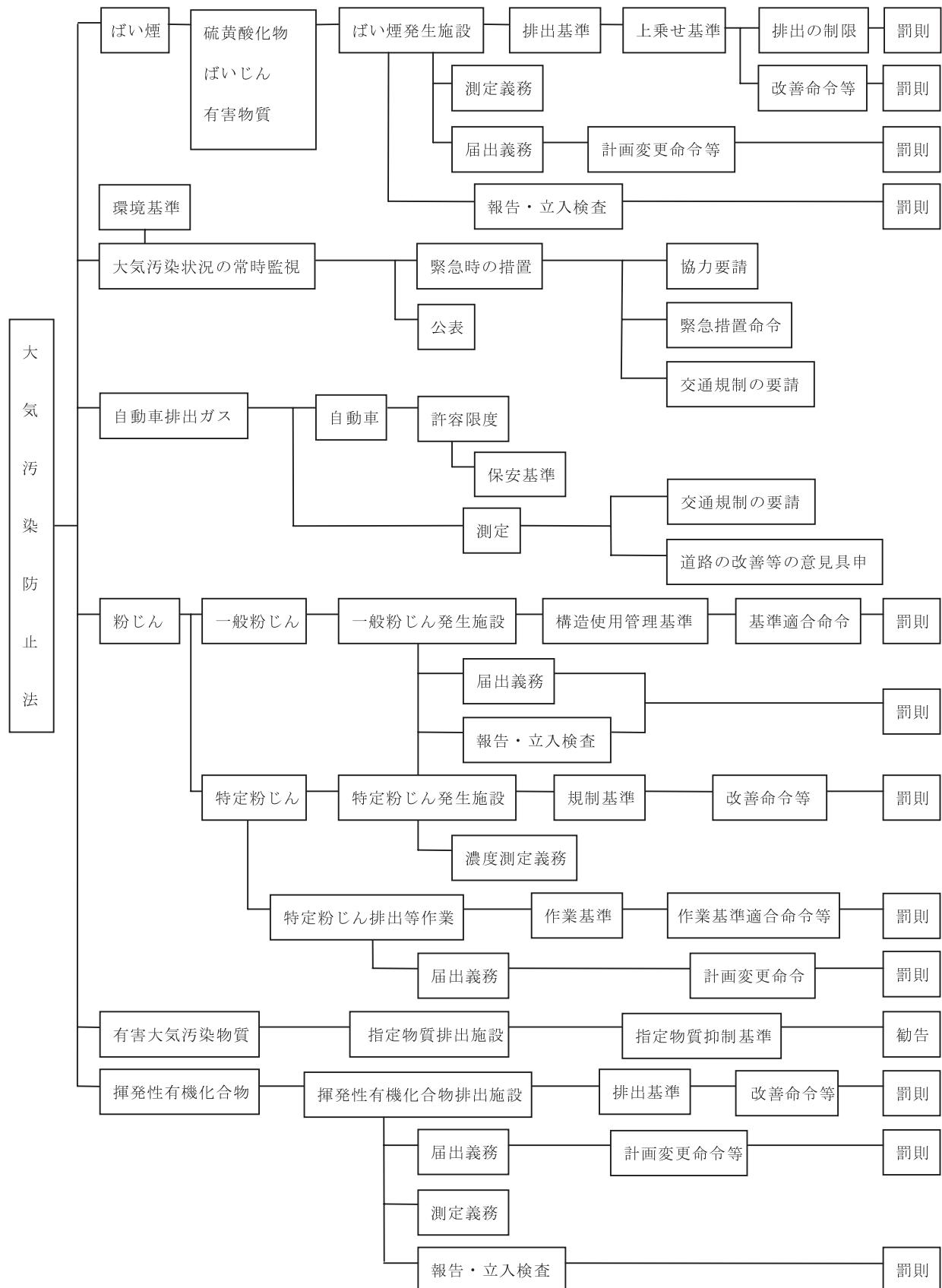


図 3-17 大気汚染防止法の体系図

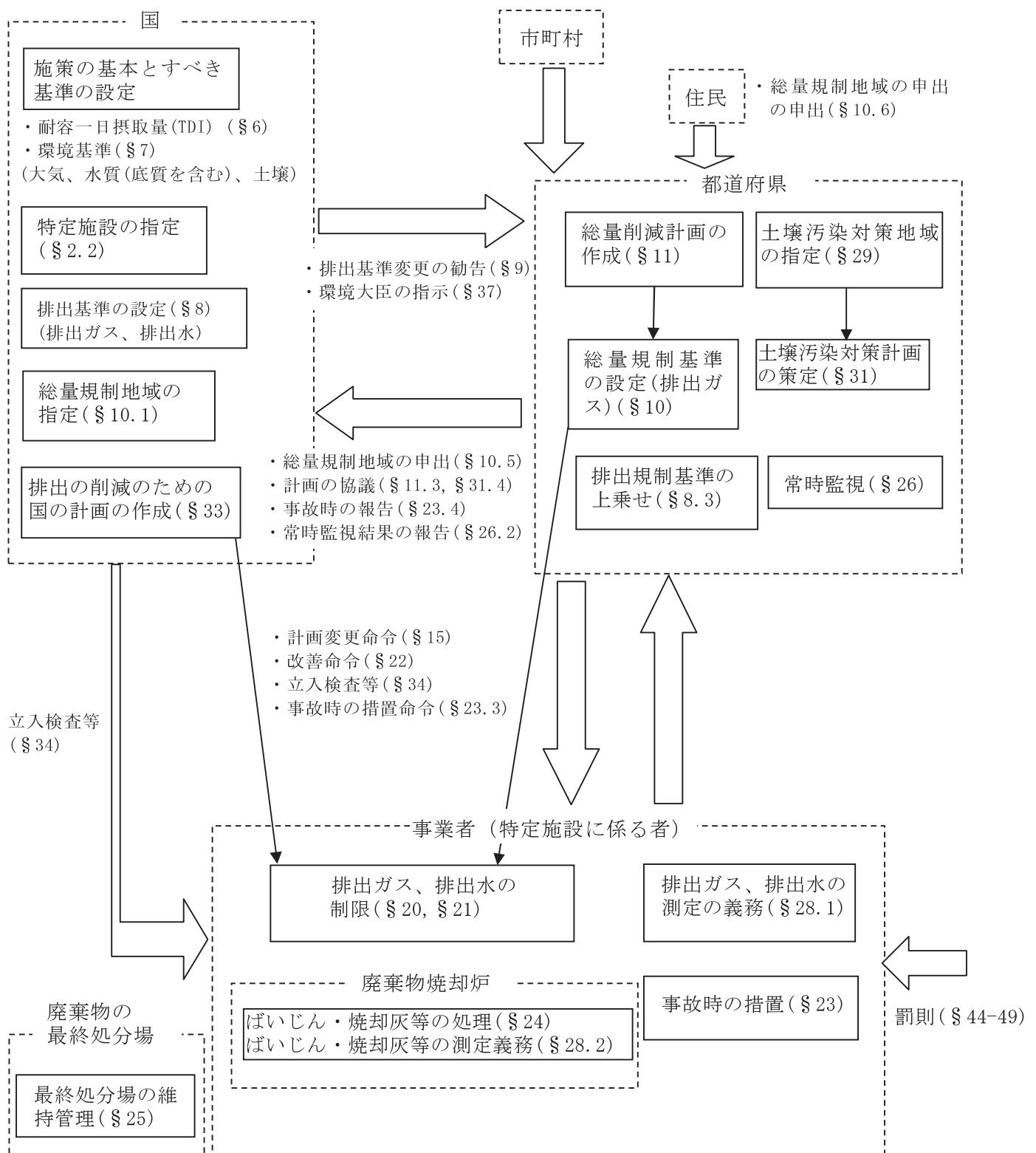


図3-18 ダイオキシン類対策特別措置法の体系図

## (2) 環境基準

環境基準とは、環境基本法第16条で「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたもので、環境保全行政上の目標となるものです。

### ア 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素及び微小粒子状物質の6物質について定められています。

表3-29 大気の汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(S48.5.8告示)
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H21.9.9告示)

#### イ 有害大気汚染物質に係る環境基準

近年、わが国の大気環境中から種々の物質が検出され、これらの物質の中には、人に対する発がん性を有する物質等、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質（有害大気汚染物質）が含まれていることがわかつてきました。

そのため、平成8年5月に大気汚染防止法の改正が行われ、有害大気汚染物質の飛散又は排出抑制の対策を推進する規定が盛り込まれました。

有害大気汚染物質については、優先的に排出抑制等の対策に取り組む必要がある物質等（優先取組物質）として、現在23物質が選定されています。

この23物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の5物質について、大気の汚染に係る環境基準が設定されています。

表3-30 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること（H9.2.4告示）
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること（H9.2.4告示）
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること（H9.2.4告示）
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること（H13.4.20告示）
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること（H11.12.27告示）

#### ウ 大気の汚染に係る常時監視体制

本市の大気汚染常時監視は、一般環境大気測定局として市役所局、谷山支所局、有村局、黒神局、桜島支所局、赤水局及び喜入局の計7局と、自動車排出ガス測定局として鴨池局の1局があり、自動測定機を設置して常時監視を行っています（表3-31）。

これらの測定局のデータは、テレメータシステムにより市役所（環境保全課）に集められ集計処理されたあと、基礎的データとして活用しており、関係機関へも情報提供を行っています。

表3-31 大気測定局と測定機器（平成24年3月31日現在）

	測定局名 所在地	開局 年月	硫黄 酸化 物計	浮遊 粒子 状物 質計	窒素 酸化 物計	オキシダ ント計	一酸 化炭 素計	炭化 水素 計	微小粒 子状物 質計	風 向 風 速 計
1	市役所局 山下町11番1号	S48.12	○	○	○	○			(○)	○
2	谷山支所局 谷山中央四丁目4927番地	S62.9	○	○	○	○			○	○
3	有村局 有村町12番地4	S56.2	○	○						○
4	黒神局 黒神町2554番地	S63.2	○	○						○
5	桜島支所局 桜島藤野町1439番地	S53.11	○	○						○
6	赤水局 桜島赤水町1195番地2	S55.1	○	○						○
7	喜入局 喜入町6227番地	S49.9	○	○	○	○		○		○
8	鴨池局 鴨池二丁目31番15号	H8.3	○	○	○		○	○	(○)	○

○印：自動測定機設置を示す。

市役所局及び鴨池局の微小粒子状物質計は環境省がモニタリング試行事業で設置し、市役所局は平成23年4月から、鴨池局は平成22年4月から稼動している。

図 3-19 測定局位置図

